



一般財団法人

さいたま住宅検査センター

令和元年10月1日

台風15号による突風被害への支援について

り災証明書により住宅建替え等の際の建築確認手数料の1/2を減額します

一般財団法人さいたま住宅検査センター（理事長 岩崎 康夫）は、令和元年9月9日に関東地方に上陸した台風15号による突風等で住宅に被害のあった方々を支援するために、住宅の建替え等の際に必要な建築確認申請の手数料の2分の1を減額します。

今後、被災された方が住宅の建替え等を行う際は、り災証明書を添付していただければ、被害の発生した日から1年間、建築確認申請の手数料の2分の1を減額します。

詳しい内容については、当センター各事務所（ホームページに掲載）へご相談ください。

＜本件に関するお問い合わせ＞

一般財団法人さいたま住宅検査センター

事業部 事業管理課 佐藤、星川

TEL：048-621-5120 FAX：048-863-3320